

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	指 定 の 理 由
図 書	07-001	あうとろー	2025年6月30日	株式会社ワニマガジン社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
〃	07-002	つるぶにワレメでいやしてあげるわ	2024年8月30日	辰巳出版株式会社	
〃	07-003	コミックM a t e L 2026年2月号V o l . 67	2025年12月24日	株式会社一水社	
〃	07-004	裏モノJ A P A N 3月号	2026年1月28日	株式会社鉄人社	
〃	07-005	C O M I CエルオーL O 2026. F E B 2月号	2025年12月19日	株式会社茜新社	
〃	07-006	B a b y F a c e a 2月号	2026年1月13日	株式会社ブレインハウス	
〃	07-007	F A N Z A 2026年3月号	2026年1月22日	株式会社ジーオーティー	
〃	07-008	裏マニアックス -極太裏事典- G I G A	2024年12月16日	株式会社三オブックス	著しく青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
〃	07-009	裏社会のスマホ活用術	2023年4月13日	株式会社データハウス	
〃	07-010	実録 性犯罪ファイル 猟奇事件編	2025年2月27日	株式会社鉄人社	著しく青少年の残虐性を助長、犯罪を誘発しその健全な育成を阻害するおそれのあるもの

○愛媛県告示第171号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年3月17日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
そよら今治馬越	今治市馬越町四丁目8番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社ほか3者	イオンリテール株式会社ほか4者	令和7年6月20日	令和8年3月8日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第172号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
三島川之江港	港湾区域（次の図のとおり）	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、東予地方局四国中央土木事務所及び四国中央市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第173号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

寒川港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
寒川港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、東予地方局四国中央土木事務所及び四国中央市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第174号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

波止浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
波止浜港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、東予地方局今治土木事務所及び今治市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第175号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

宮浦港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
宮浦港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、東予地方局今治土木事務所及び今治市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第176号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

吉海港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
吉海港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、東予地方局今治土木事務所及び今治市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第177号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

菊間港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
菊間港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、東予地方局今治土木事務所及び今治市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第178号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

北条港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
北条港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、中予地方局建設部及び松山市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第179号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

伊予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
伊予港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、中予地方局建設部及び伊予市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第180号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

長浜港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中村時広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
長浜港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、南予地方局大洲土木事務所及び大洲市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第181号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

川之石港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中村時広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
川之石港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、南予地方局八幡浜土木事務所及び八幡浜市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第182号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

三崎港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中村時広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
三崎港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、南予地方局八幡浜土木事務所及び伊方町役場に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第183号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

宇和島港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中村時広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
宇和島港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、南予地方局建設部及び宇和島市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第184号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

玉津港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中村時広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
玉津港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、南予地方局建設部及び宇和島市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第185号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

岩松港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中村時広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
岩松港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、南予地方局建設部及び宇和島市役所に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第186号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を指定し、令和8年3月31日から適用する。

令和8年3月17日

御荘港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中村時広

港湾の名称	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
御荘港	港湾区域 (次の図のとおり)	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

(「次の図」は、省略し、その図面は、愛媛県庁、南予地方局愛南土木事務所及び愛南町役場に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第187号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和8年3月17日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500434	株式会社青い鳥	愛媛県新居浜市久保田町3-9-27	白石 真奈美	児童発達支援	児童発達支援事業所 topas	愛媛県新居浜市大生院805-1	令和8年1月1日

○愛媛県告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和8年3月17日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300858	合同会社 清風会	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋五丁目9番21号ヒカタビル1F	大西 美由紀	居宅介護	介護センターみらい愛媛	愛媛県四国中央市中之庄町607-1中之庄ロイヤルマンション1号室	令和8年1月1日
3811300866	合同会社 清風会	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋五丁目9番21号ヒカタビル1F	大西 美由紀	就労継続支援(B型)	就労支援みらい 愛媛	愛媛県四国中央市中之庄町607-1中之庄ロイヤルマンション1号室	令和8年1月1日

○愛媛県告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年3月17日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500276	株式会社 フロンティア	愛媛県新居浜市垣生四丁目1番29号	馬 越 健	就労継続支援(A型)	しいたけの里	愛媛県新居浜市垣生三丁目3番29号	令和7年12月31日
3820600314	特定非営利活動法人石鎚	愛媛県西条市神拝甲324番地2	山下 育子	共同生活援助	NPO法人石鎚 グループホームさくらの家	愛媛県西条市福武甲577-1	令和7年12月31日

○愛媛県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和8年3月17日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人健康会	デイサービスしろした	愛媛県四国中央市上分町737-1	令和8年1月1日	通所介護
合同会社清風会	介護センターみらい愛媛	愛媛県四国中央市中之庄町607-1中之庄ロイヤルマンション1号室	令和8年1月1日	訪問介護

○愛媛県告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年3月17日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターにいほま	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目4番32号 西の土居町一丁目テナント1号室	令和8年1月31日	訪問介護

○愛媛県告示第192号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和8年3月17日

愛媛県東予地方局長 河上 芳一

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和8年3月6日

3 指定道路の位置

四国中央市下柏町字塚地575番2の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 28.00メートル

(2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年3月17日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃仁

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
7中局建（開）第32号 令和8年3月5日	東温市田窪字水木1741番1	松山市南梅本町963番地9 正岡 孝太郎

○愛媛県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町本組1450番5から 同町本組1453番4まで	令和8年3月17日
〃	〃	上浮穴郡久万高原町東川1493番2から 同町東川1548番2まで	〃

○愛媛県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の 幅員	延長	備考
県道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲4番地2地先から 同市大浦甲3番地16地先まで	旧	メートル 8.5～34.7	キロメートル 0.064	
		宇和島市大浦甲4番地2地先から 同市大浦甲3番地16地先まで	新	13.2～34.7	0.071	

○愛媛県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲4番地2地先から 同市大浦甲3番地16地先まで	令和8年3月17日

○愛媛県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市森山字石城戸乙436番5から 同市森山字寺ノ尾甲701番10まで	旧	メートル 5.2～22.8	キロメートル 0.462	
			新	5.2～25.3	0.462	

○愛媛県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市森山字石城戸乙436番3から 同市森山字寺ノ尾甲716番2まで	令和8年3月19日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月17日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県西条庁舎キュービクル修繕業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県西条庁舎のキュービクルの修繕 1式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書、設計書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県西条市喜多川796番地1

愛媛県西条庁舎

(6) 入札方法

入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度まで及び令和8年度から令和10年度までにおける愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であり、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 開札の日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。

(5) 電気工事に係る建設業許可（大臣、知事のいずれも可）を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県東予地方局地域産業振興部総務県民課総務係

〒793-8516

愛媛県西条市喜多川796番地1

電話 (0897)56-1300 内線205

(2) 入札書の受領期限

令和8年4月27日(月)午後2時00分まで。

(3) 入札説明書の交付方法

公告の日から令和8年4月27日(月)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後2時00分まで)に、(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年4月30日(木)午前11時00分
愛媛県西条庁舎 6階 図書室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和8年4月27日(月)午後2時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県東予地方局長から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の有無

有

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県東予地方局長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of cubicle at Saijo Government Building Ehime Prefecture

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 27 April 2026

(3) For further information, please contact: General Affairs Section, General and Public Affairs Division, Regional Industrial Development Department, Saijo Government Building Ehime Prefecture, 796-1 Kitagawa, Saijo, Ehime 793-8516 Japan
TEL 0897-56-1300

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行

政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和8年3月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数 1,089,259

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,786

(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 236,158

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,113	14,038
南宇和郡	16,318	5,440
松山市・上浮穴郡	423,274	137,213
今治市・越智郡	128,132	42,711
宇和島市・北宇和郡	68,102	22,701
八幡浜市・西宇和郡	32,367	10,789
新居浜市	93,731	31,244
西条市	85,773	28,591
大洲市・喜多郡	45,529	15,177
伊予市	29,545	9,849
四国中央市	68,054	22,685
西予市	28,705	9,569
東温市	27,616	9,206